

院内掲示

「厚生労働大臣の定める掲示事項」は、下記のとおりです。

令和8年2月1日現在
医療法人豊和会 豊和病院
院長 和田 弘

[入院基本料に関する事項]

1、当院は、2階30床を特殊疾患病棟と定めています。

「当病棟では、1日に3人以上の看護職員（看護師、准看護師）と3人以上の看護補助職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は6人以内・看護補助職員1人当たりの受持ち数は7人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は30人以内です。看護補助職員1人当たりの受持ち数は30人以内です。
- ・ 当院は、交代で24時間看護を行っています。患者様の負担による付き添い看護は、行っていません。

2、当院は、3階30床を療養病棟と定めています。

「当病院では、1日に2人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と2人以上の看護補助職員が勤務しています。なお時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝9時～夕方17時まで、看護職1人当たりの受持ち数は5人以内、看護補助職員1人当たりの受持ち数は5人以内です。
- ・ 夕方17時～朝9時まで、看護職員1人当たりの受持ち数は30人以内です。看護補助職員1人当たりの受持ち数は30人以内です。
- ・ 当院は、交代で24時間看護を行っています。患者様の負担による付き添い看護は、行っていません。

3、当院は、入院時食事療養（Ⅰ）、入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っております。管理栄養士によって管理された食事が、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供されます。

[東海北陸厚生局長への届出事項に関する事項]

1、当院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 療養病棟入院基本料1 | <input type="checkbox"/> 療養病棟療養環境加算1 |
| <input type="checkbox"/> 特殊疾患病棟入院料1 | <input type="checkbox"/> 酸素の購入価格の届出(大型0.47円 小型2.52円) |
| <input type="checkbox"/> 入院時食事療養(Ⅰ) | <input type="checkbox"/> 入院時生活療養(Ⅰ) |
| <input type="checkbox"/> 在宅時医学総合管理料 | <input type="checkbox"/> 施設入居時等医学総合管理料 |
| <input type="checkbox"/> 認知症ケア加算3 | <input type="checkbox"/> 入院ベースアップ評価料19 |
| <input type="checkbox"/> 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ) | |

[保険外負担に関する事項]

当院は、以下の事項について、その使用に応じた実費負担をお願いしています。

1. 診断書料 1通 1,100円～5,500円
2. 必要に応じ希望された場合のオムツ代等に係る費用
3. その他詳しくは、医事課受付もしくは相談員にお尋ねください。

入院費(料金)

入院費内訳

入院基本料(自己負担限度額) + 食費・居住費 + 実費負担(別紙参照) = 1ヶ月の自己負担額

○患者負担割合

75歳以上(後期高齢者医療受給者証)	1割 (一定以上所得者:2割) (現役並み所得者:3割)
70~74歳(高齢受給者)	2割 (現役並み所得者:3割)
69歳以下	3割

○70歳以上の自己負担限度額

平成30年8月改定

対象者		自己負担限度額(月額)		多数回該当 (直近1年間における4回目以降の自己負担限度額)
		世帯単位(入院・外来)	個人単位(外来)	
現役並み	年収約1,160万円以上 標準報酬月額83万円以上/課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%		140,100円
	年収約770万円~1,160万円 標準報酬月額53万~79万円/課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%		93,000円
	年収約370万円~770万円 標準報酬月額28万~50万円以下/課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
一般	年収約156万円~370万円 標準報酬月額26万円以下/課税所得145万円未満	57,600円	18,000円 (年間上限:144,000円)	44,400円
住民税非課税	区分Ⅱ	24,600円	8,000円	—
	区分Ⅰ	15,000円	8,000円	—

○70歳未満の自己負担限度額

対象者		自己負担限度額(月額)	多数回該当
●年収約1,160万円以上	健保:標準報酬月額83万円以上 国保:年間所得901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
●年収約770万円~1,160万円以上	健保:同53万~79万円 国保:同600万~901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
●年収約370万円~約770万円以上	健保:同28万~50万円 国保:同210万~600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
●年収約370万円以下	健保:同26万円以下 国保:同210万円以下	57,600円	
●住民税非課税		35,400円	24,600円

【特殊疾患病棟(2階病棟)入院基本料】

令和7年4月改定

特殊疾患病棟入院基本料1	1日につき	2,090点
上記以外の医療区分2の方	1日につき	1,928点 (※1,735点)
上記以外の医療区分1の方	1日につき	1,763点 (※1,586点)

※重度意識障害等を除く

《入院時食事療養費》

①	住民税課税世帯	一般	(1食につき)490円
		指定難病患者	(1食につき)280円
②	住民税非課税世帯に属する方 (③、④以外の方)	1) 過去1年間に入院日数が90日未満の方	(1食につき)230円
		2) 過去1年間に入院日数が90日以上の方	(1食につき)180円
③	②のうち、所得が一定の基準に満たない方		(1食につき)110円
④	②のうち、老齢福祉年金を受給している方		

※減額対象となられる方は、加入されている保険者(市町村)への申請が必要です。

【療養疾患病棟(3階病棟)入院基本料】

入院料	基本点数	生活療養	入院料	基本点数	生活療養	入院料	基本点数	生活療養
1	1,964点	1,949点	11	1,776点	1,762点	21	1,488点	1,474点
2	1,909点	1,895点	12	1,488点	1,474点	22	1,442点	1,427点
3	1,621点	1,607点	13	1,455点	1,440点	23	1,414点	1,400点
4	1,692点	1,677点	14	1,427点	1,413点	24	1,260点	1,245点
5	1,637点	1,623点	15	1,273点	1,258点	25	983点	968点
6	1,349点	1,335点	16	1,371点	1,356点	26	935点	920点
7	1,644点	1,629点	17	1,343点	1,329点	27	830点	816点
8	1,589点	1,575点	18	1,189点	1,174点	28	1,831点	1,816点
9	1,301点	1,287点	19	1,331点	1,315点	29	1,776点	1,762点
10	1,831点	1,816点	20	1,776点	1,762点	30	1,488点	1,474点

《加算》

療養病棟療養環境加算	1日につき	132点
褥瘡対策加算1(該当者のみ)	1日につき	15点
褥瘡対策加算2(該当者のみ)	1日につき	5点
急性期患者支援療養病床初期加算(該当者のみ)	入院日より14日間、1日につき	300点
在宅患者支援療養病床初期加算(該当者のみ)	入院日より14日間、1日につき	350点
認知症ケア加算3(該当者のみ)	14日以内	44点
	15日以上	10点
経腸栄養管理加算	1日につき入院中1回・経腸栄養の開始日から7日限度	
入院ベースアップ評価料	1日につき	19点

《入院時食事療養費(食費・居住費)》※65歳以上の患者様が対象

区分		食費	居住費
①	市民税課税世帯	510円	370円
②	指定難病患者(低所得Ⅰ・Ⅱを除く)	300円	0円
③	住民税非課税世帯に属する方	1) 過去1年間の入院日数が90日未満の方	370円
		2) 過去1年間の入院日数が90日以上の方	
④	住民税非課税世帯に属する方 (指定難病患者)	1) 過去1年間の入院日数が90日未満の方	0円
		2) 過去1年間の入院日数が90日以上の方	
⑤	③④のうち、所得が一定の基準に満たない方	140円	370円
⑥	③④のうち、所得が一定の基準に満たない方で 指定難病患者、老齢福祉年金受給者、境界層該当者	110円	0円

実費負担料金表

2024年4月1日改定

	選択項目	単価	30日
日用生活用品	① レンタル	350円/日	10,500円
	② 持ち込み	—	—
洗濯	① 病院洗濯	特殊 815円/1枚	—
		特大 408円/1枚	
		大 102円/1枚	
		中 51円/1枚	
		小 31円/1枚	
② 院内洗濯機・乾燥機使用	各1回 102円	—	
③ 自宅洗濯	—	—	
理美容費	希望	2,000円/1回	—
オムツ	① 病院購入	横モレ安心テープ止めS 2,740円/1袋(24枚入)	—
		横モレ安心テープ止めM 2,790円/1袋(23枚入)	
		横モレ安心テープ止めL 2,610円/1袋(20枚入)	
		外モレ安心さらさらパッド 1,250円/1袋(48枚入)	
		長時間安心さらさらパッド 2,110円/1袋(48枚入)	
	② 持ち込み	—	—
おやつ	希望	110円/1日	3,300円

< 日用生活用品 >

タオル類

ご家族で持ち込み		レンタル	
バスタオル 2～6枚	入浴時は6枚程度使用 入浴日以外の日も2枚使用します	全て病院にて準備致します。 洗濯料金はレンタル料金に含まれます。	<ul style="list-style-type: none"> 汚物バケツ (蓋つきのもの) ボディーソープ (弱酸性) シャンプー (弱酸性) 使い捨て歯ブラシ (吸引ブラシ258円/くるりナーフ626円) ティッシュ 使い捨て剃刀 シェービングクリーム 保湿クリーム
フェイスタオル 2～6枚	入浴時は6枚程度使用 入浴日以外の日も2～3枚使用します		
ハンドタオル 2～3枚	洗面時 食事時		
排泄用タオル 1日に10枚以上	汚れたタオルは自宅洗濯となります。 紙タイプの使い捨てタオルは不可		

- 豊和病院は、全60床医療保険適用の病院です。
 (2階病棟→特殊疾患病棟30床、3階病棟→療養病棟30床)
 患者様の傷病やお身体の状態等を担当医の診断、相談員の面接、各専門部職員で
 検討し、入院していただきます。

入院手続

- ①相談 → 病院へ直接お電話してください。(受付時間 平日 午前9:00～午後5:00)
 若しくは、申込書をご提出ください。後日、お電話をさせていただきます。
 ご家族様より、入院者ご本人様の状況等を聞き取らせていただきます。
- ②家族・本人面談 → 入院希望者、ご本人様の状態を相談員がうかがわせていただき、面接をさせていただきます。
紹介状(診療情報書)の提出 紹介状(診療情報書)を、当病院主治医宛にご提出をお願いします。
- ③入院検討会 → 当病院の医師・専門職を中心に、入院が適切であるか検討させていただきます。
 入院が不適切と判断された場合、適切な医療・福祉サービスをご紹介します。
- ④入院日の決定 → 入院の決定、交通手段(移送サービス)のご紹介。
 入院に必要な書類や持ち物、注意事項等をご説明させていただきます。
- ⑤入院 → 保険証等必要な書類をご提出ください。

後期高齢者医療資格確認書(健康保険資格確認書)、限度額適用・標準負担額減額認定証
 特定医療費(指定難病)受給者証、身体障がい者手帳、福祉医療費受給者証 等

見学

入院を希望される場合は、可能な限り事前に当院を見学してください。
 見学を希望される方は、必ず事前にお電話にてご予約ください。
 (見学時間 平日 午前9:00～午後5:00)

施設概要

開設者／医療法人豊和会 名称／豊和病院(保険医療機関) 開設／平成14年9月1日
 標榜科目／婦人科・内科・泌尿器科・消化器内科・健診
 病棟数／特殊疾患病棟(一般)30床・療養病棟30床
 併設施設／認知症対応型グループホーム 第二やまもも
 所在地／三重県志摩市阿児町鶴方2555-9 Tel 0599-43-1511 Fax 0599-43-2285

- 婦人科・一般内科・健診 【担当医:和田】
- 泌尿器科・一般内科・健診 【担当医:藤川】
- 婦人科・一般内科・健診 【担当医:村松】
- 消化器内科・一般内科 【担当医:中島】
- 消化器内科・一般内科 【担当医:吉澤】
- 皮膚科 【担当医:江角】
- 循環器内科 【担当:井田】

診察室	時間	月	火	水	木	金	土
1診	午前	和田	村松	和田	江角	村松	—
	午後	村松	—	井田	江角	村松	—
2診	午前	中島	吉澤	中島	井田	吉澤	—
	午後	—	藤川	藤川	井田	井田	—

診療時間
 午前 9:00～12:00
 午後 15:00～18:00
 (17:30受付終了、泌尿器科初診は17:00受付終了)

お知らせ

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」 の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についてもR4年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点、御理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

豊 和 病 院

文書料

一般診断書、証明書（入院、通院、その他）	2,200円
死亡診断書	5,500円
（同上追加一通につき 1,100円）	
生命保険関係診断書	5,500円
簡易保険関係診断書	5,500円
身体障害者、診断書、意見書	5,500円
福祉手当認定診断書	8,800円
難病申請診断書	8,800円
国民年金、福祉年金、厚生年金診断書	8,800円
自動車損害保険診断書	5,500円
請求明細書	5,500円
後遺症診断書	5,500円
（同上追加一通につき 1,100円）	

令和7年4月1日

豊和病院

特定個人情報保護方針

医療法人豊和会（以下「本会」という）の企業理念は、医療・福祉・保健の分野を通じてこの地域社会に貢献することです。

この理念のもと本会業務で知り得た特定個人情報については、本会の社会的責任として全社を挙げてその保護に取り組んでまいります。

そこで、本会の特定個人情報の保護活動を以下のとおり定め、特定個人情報保護方針とします。

記

第一条 特定個人情報の取得と利用及び提供

本会は個人番号関係事務を処理するために、取得目的を明確にしたうえで、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）で限定的に明記された目的の範囲内に限り、特定個人情報を取得します。また、特定個人情報の利用及び提供は、番号法で限定的に明記された場合のみに限るものとし、取得した目的を超えた使用は行いません。

第二条 準拠法等

本会は、「番号法」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」その他の規範を遵守いたします。

第三条 特定個人情報の管理と保護

特定個人情報の管理は厳重に行うこととし、番号法で限定的に明記された場合を除き保管しません。また、保管する場合、特定個人情報に関する漏えい、滅失又はき損を防ぐための適切な予防ならびに是正処置を行います。

第四条 特定個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

本会では、特定個人情報保護に関する管理の体制と仕組みについて継続的改善を実施いたします。

第五条 特定情報事務取扱、開示・訂正・利用停止への対応

本件に関する取扱・開示・訂正・利用停止への対応部署は、以下になります。

担当窓口 医療法人 豊和会 本部

住所 志摩市阿児町鶴方2555番地9

TEL 0599-43-9711

FAX 0599-43-9712

制定日 平成27年10月1日

医療法人 豊和会
理事長 和田 邦孝

1. 特定個人情報の利用目的

医療法人豊和会(以下「本会」といいます)は、職員もしくは社外者から特定個人情報をご提供いただく場合はあらかじめその目的を明示させていただき、同目的の範囲内で利用いたします。特定個人情報をご提供いただいた際に明示した目的の範囲を超えて職員もしくは社外者の特定個人情報の利用は行いません。

本会では特定個人情報を以下のような目的で利用させていただきます。

職員もしくは社外者にかかる社会保障、税、災害対策 を利用目的とします。

目的事務としては、

- ・源泉徴収票作成事務
- ・扶養控除等（異動）申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書作成事務
- ・退職所得に関する申告書作成事務
- ・財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成事務
- ・健康保険・厚生年金保険届出事務
- ・健康保険・厚生年金保険申請・請求事務
- ・雇用保険・労災保険届出事務
- ・雇用保険・労災保険申請・請求事務
- ・雇用保険・労災保険証明書作成事務

とします。

2. 特定個人情報の第三者提供に関して

本会は、職員もしくは社外者の特定個人情報を第三者に提供することはありません。

3. 業務委託について

本会は、正当な利用目的の範囲において、本会の業務委託先などに職員の特定個人情報を、開示、委託または提供する場合があります。その際には、本会与委託先会社または提携会社間の委託契約や機密保持契約などにおいて、特定個人情報保護に関する契約を締結した上で、特定個人情報の開示、委託または提供を行います。但し、提供するお客様の個人情報は、当該業務の遂行に必要な最低限の特定個人情報のみとし、また使用範囲もその範囲に限定します。

4. 特定個人情報の事務取扱担当者の明確化について

本会にて事業所管理者及び本部事務局を特定個人情報の事務取扱担当者及び部署と定め、定期的に特定個人情報にかかる教育、内部監査を行います。

以上